不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>利用の禁止（規則及び館長の指示に従わない場合の措置）</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>教育総務部中央図書館奉仕係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市立図書館条例第１１条
　管理者は、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものその他利用させることが不適当と認められるものに対しては、図書館及び分館の利用を禁止することができる。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>　利用を禁止する対象に該当するものを例示すると次のとおりである。
⑴　図書館の秩序を乱し、若しくは乱す恐れのあるもの
⑵　利用者又は施設若しくは資料に損害を与える行為をしたもの</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成３１年４月１日最終変更）</td></tr>
</table>